

第3期平戸市総合戦略策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、第3期平戸市総合戦略策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を選定する手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

第3期平戸市総合戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

別添「第3期平戸市総合戦略策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

本業務の委託契約の締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方法

委託業者は、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 平戸市総合戦略策定業務を行う体制を有し、過去3年以内に本業務と同種又は類似業務について、地方公共団体等への支援実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 平戸市暴力団排除条例(平成24年平戸市条例第22号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有しないこと。
- (6) 平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、令和5・6年度平戸市物品入札参加資格の計画策定業務に登録があること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約の締結日までの間において、平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。

5 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式第4号)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。
受信後は、事務局から確認メールを返信する。電子メールの件名は、「総合戦略プロポーザル質問書(法人名)」とすること。

(2) 提出期限

令和6年4月24日(水)午後5時 必着

(3) 回答方法

平戸市ホームページ上に掲載する。なお、事業者名は公表しない。

(4) 提出先アドレス及び電話番号

平戸市財務部企画課政策企画班

メールアドレス: seisakukikaku@city.hirado.lg.jp

電話番号: 0950-22-9111 (直通)

6 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に掲げる書類を提出すること。

参加申込書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

①参加申込書(様式第1号)

②会社概要書(様式第2号)

③業務受託実績書(様式第3号)

④登記事項証明書(商業登記謄本等)の写し

⑤国税及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し(直近事業年度で提出期限前3か月以内のもの)

(2) 提出期限

令和6年5月1日(水)午後5時 必着

(3) 提出方法

持参または郵送(期日必着)とする。持参の場合、土日を除く各日午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

平戸市役所財務部企画課政策企画班

住所: 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

電話番号: 0950-22-9111 (直通)

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類(任意様式)

①企画提案書

- ②本業務の実施体制
 - ③見積書（消費税及び地方消費税を含むこと。また内訳書を添付すること。）
 - ④工程表
 - ⑤その他必要と思われる資料
- ※見積書については、委託予定者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

(2) 作成上の留意事項

- ①提案書は、A4版で製本すること（長辺2箇所ホッチキス留めのみで可。クリアファイル等による袋とじ等は不要）。
- ②文字の大きさは、原則として11ポイント以上とする。
- ③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ④提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑤A3判の資料は片面印刷とし、A4サイズ三つ折りすること。
- ⑥提案書の下段余白にページ番号を入れること。
- ⑦提案書の表紙には、タイトルを「第3期平戸市総合戦略策定支援業務」とし、提出年月日を記載すること。なお、正本には会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。副本については、会社名、代表者名を記名すること。

(3) 提出部数

正本各1部、副本各4部

(4) 提出期限

令和6年5月14日（火）午後5時 必着

(5) 提出方法

持参又は郵送(期日必着)。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出先

平戸市役所財務部企画課政策企画班

住 所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

電話番号：0950-22-9111（直通）

8 プレゼンテーション

企画提案者は、提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

(1) 実施日時

令和6年5月23日（木） 午後1時30分（開始時間未定）

(2) 実施場所

平戸市役所3階中会議室（企画課前予定）

詳細な日程については、後日、通知する。

(3) 内容等

- ①プレゼンテーション 一事業者につき30分以内
- ②質疑応答 約15分以内
- ③一事業者の出席者数 3名以内

- ④その他 プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとし、追加提案の資料配布は認めない。また、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を認める。その他パソコン等必要な機器については、各提案者で用意すること。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

9 委託予定者の選定

(1) 選定の手順

- ①選定委員会において、(2)の選定基準及び別紙の評価基準表に基づき選考する。合計得点が上位の者から交渉権第1位及び第2位となる事業者を委託予定者として選定する。
- ②交渉権第1位に選定された事業者と、契約内容等について協議を行う。交渉権第1位に選定された事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行う。

(2) 選定基準

区分	審査項目
業務遂行	業務実績
	実施体制
	業務履行の確実性
提案内容	総合戦略等の課題等の理解度
	現行戦略の分析・検証方法
	実効性のある総合戦略策定の考え方
	市民等の意見聴取方法
プレゼンテーション	姿勢・意欲
提案価格	見積価格

10 参加の辞退

参加申込書（様式第1号）を提出した事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、企画提案書等の提出期日までに、辞退届（様式第5号）を提出しなければならない。

11 審査結果の公表

審査結果は、平戸市ホームページにおいて公表する。なお、公表内容は次のとおりとする。

- (1) 参加申込数
- (2) 委託予定者の名称及び評価点
- (3) 委託予定者以外の評価点

12 契約の手続き

業務仕様書及び委託予定者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、平戸市契約規則に基づき契約を締結する。

委託予定者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託予定者との協議により、項目を追加、変更又は削除する場合がある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。

13 失格事項

- (1) 参加申込提出後、定められた期限内に企画提案書等の提出が無い場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、本プロポーザルに参加する資格を失う。
- (2) 企画提案した事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- (4) 見積金額が実施要領に示す提案上限額を超える場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 企画提案書については、委託予定者の選定のために使用するものとし公表しないが、情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

15 実施スケジュール

内容	期間等（令和6年）	備考
募集開始 (参加申込及び企画提案書等)	4月16日(火)	市ホームページに掲示
質問書提出期限	4月24日(水)	電子メールにて受付 午後5時必着
質問回答	4月26日(金)	平戸市ホームページにて回答
参加申込書提出期限	5月1日(水)	持参もしくは郵送 午後5時必着
企画提案書等提出期限	5月14日(火)	
プレゼンテーション	5月23日(木)	平戸市役所3階中会議室

委託予定者選定結果通知	5月27日(月)	電子メール及び平戸市ホームページにて結果通知
委託者決定・委託契約締結	5月下旬頃	

平戸市総合戦略策定支援業務 プロポーザル評価基準表

1 評価方法について

選定委員（市職員）は、提出された企画提案書により、次項「2 評価項目」に記載する評価項目ごとに下記の評価基準に基づき絶対評価で採点を行います。

なお、各審査委員の評価点の満点は、評価（イ）に係数（ロ）を乗じて算出した 100 点とし、各審査委員の得点（採点に各評価項目の係数を乗じた得点の合計点）の合計得点が最も高い提案者を最優秀企画提案者とします。

(評価基準)

評価	内容	採点
S	高い水準で満たし、かつ特筆すべき点がある	5
A	高い水準で満たしている	4
B	満たしている（普通）	3
C	満たしていない	2
D	著しく不適當	1

2 評価項目

次に掲げる評価項目について評価を行います。（※審査委員 4 名）

評価項目	評価指標	評点 (イ)	係数 (ロ)	満点
1 遂行能力評価				80 点／400 点
A 業務実績	過去 3 年以内に本業務と同種又は類似業務への支援実績がある（令和 3～5 年度）	5	1	20 点 (5 点×4 人)
B 実施体制	下記、①または②の実績を通じ業務遂行に必要な知識を有しているか。デジタルDX分野をはじめ特定の分野や属性等に偏ることなく、様々な施策分野に精通又は人的ネットワークを有しているか。	5	1	20 点 (5 点×4 人)
C 業務履行の確実性	工程表及び業務工程を履行するための対策等は妥当か。	5	2	40 点 (10 点×4 人)
2 提案内容評価				280 点／400 点
A 現況・課題への理解度	現行の総合戦略を十分理解し、地域の現況・特有の課題を捉えているか。	5	4	80 点 (20 点×4 人)

B 現行の総合戦略の分析・検証方法	第2期平戸市総合戦略の実績の分析・検証手法が適正であるか。	5	4	80点 (20点×4人)
C 実効性のある総合戦略策定の考え方	① SDGs等の社会的要請や国の動向等に関し、総論的ではなく、本市の背景や状況等を踏まえた具体的かつ、実行可能な提案となっているか。	5	4	80点 (20点×4人)
	② デジタルの力を利用して本市の社会課題解決に向けた実現可能な取組内容となっているか。			
D 市民等の意見聴取方法	住民等の意識調査実施にあたり、活用する指標や効果的な実施手法並びに集計分析方法等が具体的に提案され、その分析結果の活用方法が明確に示されているか。	5	2	40点 (10点×4人)
3 プレゼン評価				20点/400点
A 姿勢・意欲	本業務に対する取組意欲が感じられ、質疑に対する回答が明確、かつ説得力のある内容であるか。	5	1	20点 (5点×4人)
4 提案価格評価				20/400点
A 見積価格	提案金額について、次の方法により評価し、得点を付与する。 (演算式) 【最低価格者の見積金額】÷【提案者の見積金額】×評点×係数 ※見積金額は税抜き価格 ※得点は、小数点以下は切り捨てる。	5	4	25点